

伊契第 号
2022（令和4）年9月 日

各所属長 様

総務部長

契約事務に係る職員研修会の開催について（通知）

令和3年12月議会において質問のあった意図的な分割発注や不適切な見積取得に関し、伊賀市少額随意契約等内部調査委員会からの事務改善策を受け、随意契約ガイドラインの改訂等を行うこととしました。

については、適切な契約事務遂行のために下記のとおり研修会を開催しますので、公務ご多忙の折とは存じますが、受講いただきますよう通知します。

また、本研修会は所属長及び契約事務担当者を対象として開催しますので、各課（室）2名での受講についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 日時及び場所

①	2022（令和4）年10月24日（月）	13：30～15：00	501 会議室
②	〃	15：30～17：00	〃
③	2022（令和4）年10月26日（水）	9：00～10：30	202・203 会議室
④	〃	10：30～12：00	〃

2. 対象者：所属長及び契約事務担当者

※事務担当者については、所属の中で契約事務を担う中心的役割の方を対象とします。

3. 出席者報告：下記の logo フォームにて10月14日（金）までにご報告ください。

Logo フォーム URL：[○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○](#)

【事務担当】

総務部 契約監理課 中森
TEL 22-9810（内線 2841）

少額随意契約に係る調査結果に伴う事務改善の報告について

1 経過

- 1月21日 伊賀市入札等監視委員会
- 1月24日 伊賀市少額随意契約等内部調査委員会設置
- 1月28日 第1回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会
- 2月9日 第2回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会
- 3月4日～3月8日 個別発注に係るヒアリング
- 3月8日～3月16日 見積取得に係るヒアリング
- 3月16日 第3回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会
- 3月22日 第4回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会
- 5月11日 第5回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会
- 6月3日 第6回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会
- 8月19日 第7回伊賀市少額随意契約等内部調査委員会

2 調査結果

意図的な分割発注が疑われる案件については、そのほとんどで個別に発注した理由が整理され、正当な発注であると認められたが、一部では検討が不十分で改善の余地があったと考えられるものが含まれていた。個々の工事の発注単位は、施設や工事内容により一概に定義できるものではないが、先例にとられることなく合理的な発注理由を明確にすることが必要である。

また不適切な見積取得については、マニュアルに沿っていないケースが大変多い結果となった。見積取得について十分な検討を行い、過去の事例に照らして漫然と事務を進めることの無いようマニュアルの周知徹底及び職員の意識改革が必要である。

3 改善策

本件調査により明らかになった課題を整理し、適切な事務遂行のための改善策を次のとおり実施する。

課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・漫然と過去の事例に照らして事務を進めていた。 ・随意契約ガイドラインの運用や契約事務のマニュアルの周知が徹底されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約ガイドライン改正に伴う研修 ・契約事務担当者研修 ・公正取引委員会による研修 ○随意契約ガイドラインの改正 <ul style="list-style-type: none"> ・見積りの比較を省略できる事例や随意契約理由の記載例などを記載する。
<ul style="list-style-type: none"> ・分割発注した合理的な理由がないものもあった。 ・契約事務の透明性・公平性を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約理由書様式改正 <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約理由書に新たにチェック項目を追加し、随意契約の妥当性を確認する。 ○随意契約一覧表作成 <ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約の履行状況について担当部長等がチェックを行う。 ・建設工事公表要領に定める以外の物品購入等の随意契約についても定期的にホームページで公表する。 ○オープンカウンター方式の導入(公募型見積合わせ) <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格 30 万円超 80 万円以下の備品購入及び 30 万円超 50 万円以下の消耗品購入などに試行導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・少額な工事を請け負ってくれる業者が減っている。 ・資材費や人件費が高騰しており、2 者以上の見積りを省略できる予定価格の額の見直しを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約規則の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・工事(修繕を含む。)については、2 者以上の見積りを省略できることとする規則に定める予定価格の額「10 万円を超えない」を「20 万円を超えない」に改める。

様式第3号（第3条関係）

随意契約理由書

【基本情報】

担当課：【 部 課】

1 随意契約分類	A		B	
2 契約番号				
3 件名				
4 場所				
5 概要				
6 設計金額	(税込み)			
7 選定業者の住所 商号又は名称				
8 選定理由				
9 根拠法令等				

【チェック項目】

チェック項目	チェック欄※
□：各号共通（地方自治法施行令第167条の2第1項）	
① 施行令第167条の2第1項各号いずれかに該当するか 該当する号：（第1号関係）少額の契約（施行令第167条の2第1項第1号）	□
② 随意契約とした場合の合理的な理由があるか	□
③ ただ前例を踏襲しているだけではないか	□
④ 仕様書の内容を工夫しても競争入札に付することはできないか	□
⑤ 競争入札するよりも、不利にならないか	□
⑥ 価格の妥当性や工期等で問題はないか	□
⑦ 長期継続契約による競争入札とできないか	□
⑧ 契約規則第20条第1項各号のいずれかに該当するか （比較見積りを省略する場合は「8 選定理由」欄に省略理由を記載すること）	□
□：第1号関係（金額の少額）	
① 予定価格が伊賀市契約規則第19条に定める少額随意契約の限度額以内であるか 設計金額 円 <	□
② 契約内容や目的が、施行令で定める内容と適合しているか、法令や例規の改正等が行われていないか	□
③ 恣意的な分割発注となっていないか、一括に発注すべき案件に該当しないか	□
④ 選定業者に偏りはないか	□
□：第2号関係（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）	
① 契約相手方として、本当にその相手方しかいないか（唯一性）	□
② 当該契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であるか	□
③ 履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか	□
④ 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手が良い等の理由をもって当該契約者を限定していないか	□
⑤ 恣意的な業者選定とならないよう仕様書が作成されているか	□
□：第3号関係（特定の施設等から物品を買い入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき）	
① 契約相手方として、障害福祉等の増進といった一定の政策目的に合致する相手方か	□
□：第5号関係（緊急の必要によるもの）	
① 緊急対応を行わなければ、市民生活等へ重大な影響が生じるおそれがあるか	□
② 事務処理が間に合わない等の事務の遅延で第5号を適用していないか	□
③ 入札に付する時間的余裕はないか	□
④ 緊急対応すべき客観的な理由があるか	□
□：第6号関係（競争入札に付すことが不利なもの）	
① 客観的に履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利性が認められるか	□
② 他者の見積書と比較する等、価格の検証がなされているか	□
□：第7号関係（時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの）	
① 品質、性能等が他の物件と比較して問題ないか	□
② 他者の見積書と比較する等、価格の検証がなされているか	□
□：第8号関係（競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき）	
① 再度公告入札を実施する時間的余裕はないか	□
② 契約保証金及び履行期限を除き、入札時の予定価格及び条件を変更していないか	□
③ 入札に付した予定価格以下での見積書の提出であるか	□
□：第9号関係（競争入札において落札者が契約を締結しないとき）	
① 再度公告入札を実施する時間的余裕はないか	□
② 契約保証金及び履行期限を除き、入札時の条件を変更していないか	□
③ 落札金額以下での見積書の提出があるか	□

※ 【チェック項目】の該当するチェック欄にレ点を入れること